

この制度は
近所の方々の絆と善意によって支えられています

災害発生直後に、大きな役割を果たすのは、地域の
防災力です。

地域の全員で協力し、助け合うために、町内会・

自治会への参加など、地域づくりに関わりましょう。

普段からの地域との交流が、大きな力になります。

東海市

市民福祉部 社会福祉課、高齢者支援課

総務部 防災危機管理課、市民協働課

052-603-2211、0562-33-1111

(社会福祉課 福祉担当 内線124)

避難行動要支援者支援制度のご案内



避難行動要支援者支援制度とは、災害時に自分で避難の
判断や、避難することに不安がある方に対して、事前に個別の
避難に関する計画を作成し、日ごろから、避難支援等関係者
に提供し、災害が起きた時に、地域での避難支援や安否確認
などに役立てていただく制度です。

避難支援等関係者とは、「町内会・自治会、自主防災
組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機
関、警察などの方」のことです。



この案内をよく読み、同封している

「避難行動要支援者名簿情報提供同意書兼個別

支援計画」(クリーム色)をご返送ください。

避難支援を受けるには？

避難支援を受けるには、あらかじめ個別の避難計画を作成して、地域の方などの避難支援等関係者に知っておいてもらうことが必要です。そのためには、同封している「避難行動要支援者名簿情報提供同意書兼個別支援計画」（クリーム色）に個人情報の提供に同意して、個別の避難計画を作成しましょう。

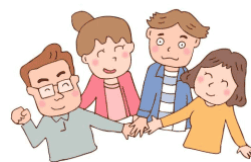
個人情報の提供に同意をすると、どうなるの？

平常時から避難支援等関係者に対して、あなたの情報を提供して、災害時における避難の支援に役立っています。

◎災害時に、隣近所の人に避難所までの避難支援や安否確認をしてもらうため、支援をお願いしましょう。

地域における避難支援のための取り組みに協力しましょう！

地域の実情にあわせ、災害時に備える必要があることから、日ごろからの見守りや、避難訓練などの防災訓練には、積極的に参加しましょう。



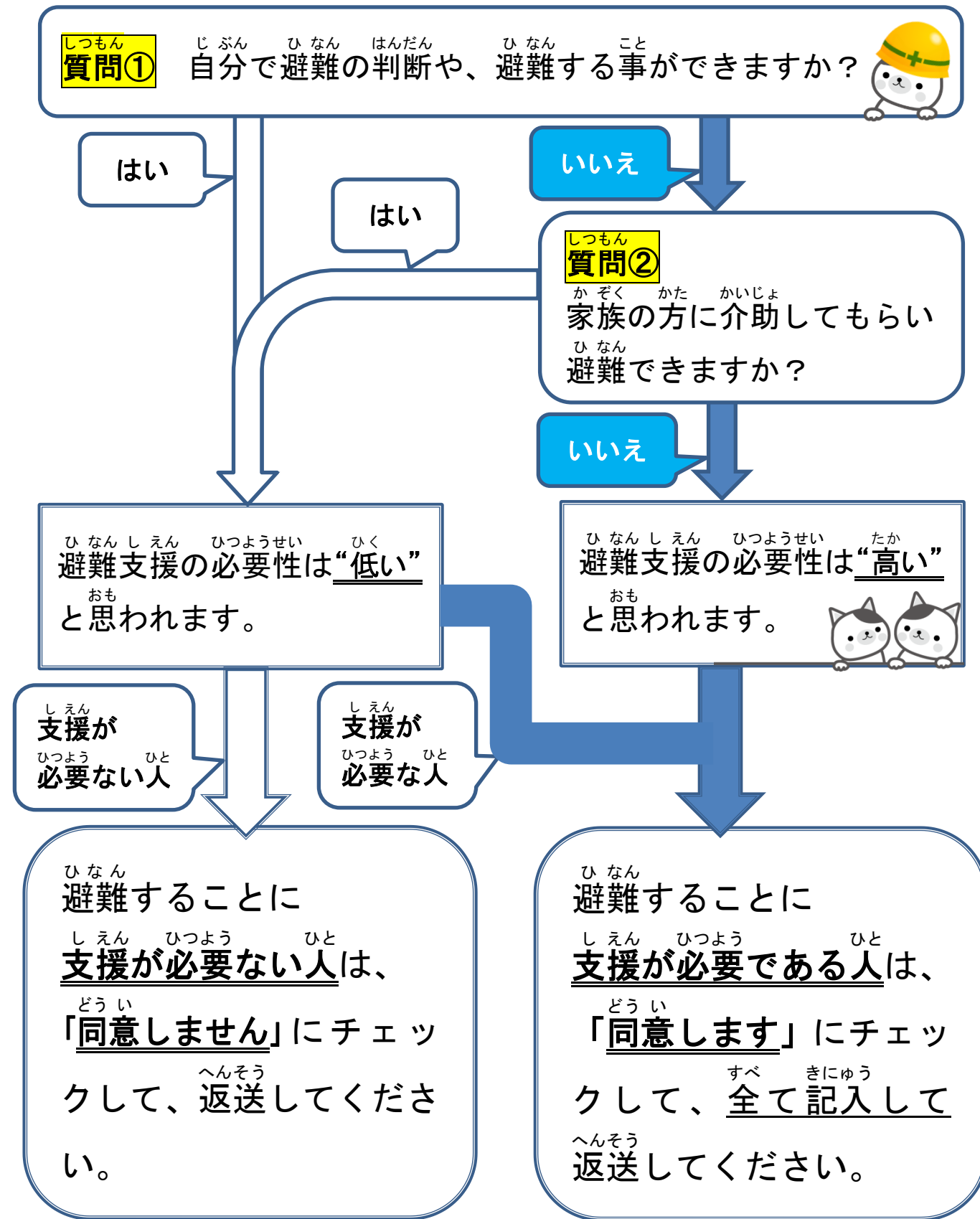
注意事項

個人情報の提供に同意してあっても、災害の被害状況によっては、必ず支援を受けられるとは限りません。

「自分の身は自分で守る」という心構えと、災害への備えも忘れないようにしましょう。



◎災害が起こったとき、あなたはどちらに当てはまりますか？



※施設に入所している方、長期入院中の方（退院見込みのない方）は、「対象外」にチェックし、返送してください。